

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第50号 瑞穂市地区計画等に関する手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第51号 瑞穂市駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第52号 瑞穂市上下水道事業審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第57号 平成23年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第58号 平成23年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第59号 平成23年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第8 議案第64号 平成24年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第65号 平成24年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第66号 平成24年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第46号 瑞穂市就業改善センター条例を廃止する条例について
- 日程第12 議案第47号 瑞穂市保育所条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第56号 平成23年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第63号 平成24年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第45号 瑞穂市収入印紙等購買基金条例の制定について
- 日程第16 議案第49号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第54号 平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第55号 平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第61号 平成24年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第62号 平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第48号 瑞穂市防災会議条例及び瑞穂市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第53号 平成23年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第60号 平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第24 発議第10号 議会活性化推進特別委員会設置決議について
- 日程第25 議員 くまがいさちこ君に対する懲罰の件

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第25までの各事件

追加日程第1 議会活性化推進特別委員会委員の選任について

追加日程第2 閉会中の継続調査申出書について

追加日程第3 発議第11号 議員 くまがいさちこ君に対する懲罰動議

追加日程第4 懲罰特別委員会委員の選任について

追加日程第5 閉会中の継続調査申出書について

○本日の会議に出席した議員

1 番	古 川 貴 敏	2 番	くまがいさちこ
3 番	西 岡 一 成	4 番	河 村 孝 弘
5 番	庄 田 昭 人	6 番	森 治 久
7 番	棚 橋 敏 明	8 番	堀 武
10番	松 野 藤四郎	11番	広 瀬 捨 男
12番	若 井 千 尋	13番	清 水 治
14番	広 瀬 武 雄	15番	若 園 五 朗
16番	広 瀬 時 男	17番	小 川 勝 範
18番	星 川 睦 枝	19番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	奥 田 尚 道
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	高 田 薫
福 祉 部 長	宇 野 睦 子	都市整備部長	福 富 保 文
調 整 監	白 河 忠 良	環境水道部長	弘 岡 敏
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	教 育 次 長	高 田 敏 朗

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田 宮 康 弘	書	記	伊 藤 巧
書	記	今 木 浩 靖		

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

2 件報告します。

まず 1 件について、議会事務局長より報告をさせます。

○議会事務局長（田宮康弘君） それでは、議長にかわりまして、1 件御報告させていただきます。

地方自治法第 235 条 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第 3 項の規定により、監査委員さんから受けております。

検査は、平成 24 年 7 月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は、関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの御報告でございました。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 以上、報告しました資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

2 件目は、9 月 21 日、広瀬武雄君から、発議第 10 号議会活性化推進特別委員会設置決議についてを受理しました。これについては、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告は終わります。

日程第 2 議案第 50 号から日程第 10 議案第 66 号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第 2、議案第 50 号瑞穂市地区計画等に関する手続条例の一部を改正する条例についてから日程第 10、議案第 66 号平成 24 年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第 1 号）までを一括議題とします。

これらについては、産業建設委員会に審査を付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 若井千尋君。

○産業建設委員長（若井千尋君） 皆さん、改めましておはようございます。議席番号 12 番 若井千尋です。

議長よりお許しをいただきましたので、ただいま一括議題となりました 9 議案について、会

くてもよい状況である。今年度としては耐震化ということで、宮田水源地には、地震が起きたときに配水池の水を逃がさないための緊急遮断弁を設置する。別府水源地のＲＣづくりの配水池については、耐震診断を実施して耐震化に向けた工法の検討をしたいと考えている。また、配水管路については、特に幹線管路網を中心に年次計画を立てて管路の耐震化を進めたいと考えている。

石綿管については、ＪＲの線路を横断して埋設されている箇所を中心に若干残っている。鉄道を横断して埋設するというので、工法的にも金銭的にも市単独で改修を行うことは困難である。迂回する管路も既に布設してあるが、今後の検討課題にしたいとの答弁がありました。

そのほか、災害時における給水対策についての考えについて質疑があり、緊急遮断弁の作動により配水池の中にためられた水を応急給水します。500リットルのポリタンク２個を宮田水源地に、また別府水源地に1.5立方メートルのステンレス製タンクを２個保管している。さらに、当市では災害等に備えて、現在、１袋６リッターの防災用の給水袋を8,000袋保有しているが、継続的に購入し、将来的には１万袋保有し、これらを活用して応急給水活動を行いたいとの答弁がありました。

また、昨年度の拡張・改良工事を見ると消火栓が全て地下式になっているが、今後もそのようになるのかとの質疑に、自治会にも総務課より説明があり、維持管理などの面から基本的には地下式で進めるとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定しました。

議案第64号平成24年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第１号）及び議案第65号平成24年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）についての審査では、補足説明として、それぞれ歳入のみの補正であり、平成23年度決算額の確定に伴い、繰越金を増額し、同額を一般会計繰入金から減額するものとの説明があった後、いずれも質疑、討論なく、採決の結果、両議案とも全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第66号平成24年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第１号）についての審査では、補足説明として、行政情報システムをＡＳＰ化することにより水道料金等を処理する電算システムも同様にＡＳＰ化するものとの説明があった後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。平成24年９月26日、産業建設委員会委員長 若井千尋。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第50号瑞穂市地区計画等に関する手続条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席してください。起立全員です。したがって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第51号瑞穂市駐車場条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席してください。起立全員です。したがって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第52号瑞穂市上下水道事業審議会条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席してください。起立全員です。したがって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第57号平成23年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第57号は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

これより議案第58号平成23年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第58号は、委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

これより議案第59号平成23年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第59号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これより議案第64号平成24年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の委員長の報

告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第64号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第65号平成24年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第65号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第66号平成24年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第66号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第46号から日程第14 議案第63号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第11、議案第46号瑞穂市就業改善センター条例を廃止する条例についてから日程第14、議案第63号平成24年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

これらについては、文教委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教委員長 清水治君。

○文教委員長（清水 治君） 議席番号13番 清水治です。

議長より発言の許可をいただきましたので、文教委員会の委員長報告を行います。

ただいま一括議題となりました4議案につきまして、会議規則第39条の規定により、文教委員会の審査の経過及び結果について報告をいたします。

文教委員会は、9月12日午前9時30分から菓南庁舎3の2会議室で開催をいたしました。全委員が出席し、執行部から、市長、副市長、教育長、教育次長及び所管の課長の出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、議案番号順に要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第46号瑞穂市就業改善センター条例を廃止する条例についてを審査しました。

執行部より、就業改善センターは、昭和51年、52年に就業及び農業構造の改善を目的として整備されたが、現在では当初の目的よりも、生涯学習の振興、地域コミュニティの醸成の場としての利用が多くなり、平成22年度の包括外部監査においても公民館との一元的な管理について指摘を受けていました。

こうした中、県との調整において公民館としての使用が認められたことから、就業改善センターを公民館施設として一元的に管理し、市民の利便性の向上を図りたいとの補足説明がありました。

これについて、就業改善センター運営協議会は開催されていましたがとの質疑に、市になってからは開かれていなかったとの答弁がありました。

また、本当に補助金の返還はないのかとの質疑に、返還はありませんとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

続いて、議案第47号瑞穂市保育所条例等の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例中の条番号を改正するもので、業務に直接影響するものではないとの補足説明を受けた後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

続いて、議案第56号平成23年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

執行部より決算事業報告書に基づき補足説明を受けた後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定しました。

続いて、議案第63号平成24年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）については、平成23年度繰越金として147万円を歳入に補正計上し、全額を給食事業費に充てるものであるとの補足説明を受けた後、報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

以上で、文教委員会の委員長報告を終わります。平成24年9月26日、文教委員会委員長 清水治。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第46号瑞穂市就業改善センター条例を廃止する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第47号瑞穂市保育所条例等の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第47号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第56号平成23年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第56号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これより議案第63号平成24年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第63号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第45号から日程第20 議案第62号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第15、議案第45号瑞穂市収入印紙等購買基金条例の制定についてから日程第20、議案第62号平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）ま

を一括議題とします。

これらについては厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

厚生委員長 棚橋敏明君。

○厚生委員長（棚橋敏明君） 議席番号7番、厚生委員会の棚橋敏明です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一括議題となりました6議案について、会議規則第39条の規定により、厚生委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

厚生委員会は、9月12日午後1時30分より穂積庁舎議員会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部からは市長、副市長及び所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第45号瑞穂市収入印紙等購買基金条例の制定については、県からの権限移譲による旅券発給事務を行うに当たり、市民の便宜を図るため、市において旅券の申請に必要な印紙等を販売するための基金を設置する条例であると補足説明があり、また設置する基金の金額については500万円以内とし、県の実績により積算資料を示し、説明がありました。

報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致により原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第49号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。

この議案は、生活保護業務においてその説明や諸事務などを行う相談員を設置するために、新たに条例に追加するものです。執行部の説明によりますと、新たに雇い入れする者は、警察官OBを考えているとのことでした。このことについて、生活保護に関する相談、調査、指導などを行うケースワーカーは、現在、職員が行っているが、職員より、生活保護の相談等を受ける際に、一部の相談者から異常なる威圧的、高圧的な態度に対する手段を講じてほしいという要望がある。市民及び職員の安心・安全のため、また不正受給申請等があった場合には毅然とした態度での対策を講じる必要があると考えての設置である。

また、他市町の状況もお聞きし、当市においても体制の整備が必要とする時期が来たと判断した。現にこうしたことが要因の一つとなり、職員が病気になり、休職している実態があるとの報告がありました。

今回、条例に追加する職員について社会福祉主事などの資格要件を県に問い合わせたが、社会福祉法第15条に規定する職務の職員に該当しないため、資格は必要でないとの判断をいただいているなどの説明がありました。

質疑では、警察官OBとのことだが社会福祉法第15条の何号の職員なのか、第1号なのか第2号なのかとの問いに、社会福祉法第15条に規定する第1号や第2号の職員ではない。社会福祉法第15条には、生活保護事務などに必要な福祉事務所職員の配置を定めている。県と相談し

て、社会福祉法第15条に該当しない職員とし、別に設置要綱を定めて職務を定めるものであるとの答弁でした。

さらに質疑があり、県の指導により設置するものであるが、生活保護に関係する相談員になるのだから警察官OBを充てるのはおかしいのではないのか。生活保護費を抑制させるために置くものであり、また相談する際の言動などに問題があると考えられる、生活保護の相談に適していないのではないのかとの質問には、現在、相談自体は、職員であるケースワーカーが主に行う。相談のときに、まれに威圧的な態度で相談され、かなり長時間がその方に割かれているケースが見られる。そのために他の市民への対応ができなく、サービスの低下が見受けられる。職員では対応できない特殊な場合への対応をしていただき、毅然とした態度をとるものであるとの答弁でした。

さらに質疑があり、警察官OBの雇い入れの背景には国の生活保護費の抑制があり、資格がないのに相談をするのは身分的におかしいのではないのかとの質問に、国の方針で動いているわけではない。現実には、このことで職員も病気になり休職している者もいる。威圧的な相談者も現にあり、その対応としてこのような職員を設置している他市へ直接伺い、話を聞いてきたところ、成果も上がっているとのことである、職員の現状を見てお願いしたいとの答弁がありました。

さらに質疑があり、警察官OBに頼り過ぎて本来の職務ができないのではないのか、自分たちの安全のために入れるのではないのか、職員への対策はどうするのか、具体的なものはあるのか、裏づけを出してほしいとの質問には、事例がある。実際に緊急通報を行い、警察にお願いして来ていただいたが、警察の行動にも限度があり、これ以上できないと言われる。生活保護などの案件は、福祉事務所で完結しなければならない、生活保護の相談などを安心してできる方をお願いするとの答弁でした。

さらに質疑があり、生活保護の必要な方が窓口にお越しいただけるかどうか問題であり、メリット・デメリットを比較しなければならない。暴力的な者への対処をどう行うのか、相対的にどう考えるのかとの質問には、限られた職員の中でどう動くのか、どう対応するのが大切である。職員の限られた時間をいかに福祉施策に向けて住民サービスを向上できるのか、今後も対応していきたいとの答弁でした。

さらに質疑があり、資格を持っていない職員が相談を行うのは違法ではないのか、資格が必要ではないのかとの質問には、今回の相談員は、生活保護制度の説明などを行い、その後にケースワーカーである職員が相談、訪問、各種の調査や指導を行う。社会福祉法に規定する職員とは別枠であり、職務を分けて行うとの答弁でした。

さらに質疑があり、現在、生活保護業務に携わっている職員は男性か女性かとの質問があり、ケースワーカーとして主に携わっている者は、男性2名、女性2名です。また、査察指導員は、

女性1名ですと答弁がありました。

採用後に資格を取らせることはできるのかの質疑には、現在、職員も全ての者が資格を持っているわけではない、人事異動後に資格のない者には必要な資格を取らせている状況であるとの答弁でした。

その後、討論を行い、警察官OBを採用するという前提に問題がある、警察官は取り締まりを行うものであり、福祉には不適切である、それよりも福祉の専門的な者を採用すべきであると反対討論がありました。

賛成討論では、警察官OBを入れる場合は、透明性を確保してほしい、人間的に接することができる方をお願いするのを条件として賛成するとの意見がありました。

その後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決としました。

議案第54号平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、決算事業報告書に沿い、詳細な説明を受けました。

被保険者数は全体的に減少しているが、退職被保険者は微増しており、団塊の世代の増加によるものとする。

国民健康保険税の徴収率は、収納プロジェクトチーム設置の成果により、現年度、過年度ともに上昇したとの説明がありました。

また、保険給付費は、前年度比で5%を超え、大きく上昇したとのことです。

その後、質疑に移り、滞納の状況は、一連の流れでの対応が必要であるがどうかとの質問に、納税相談を受ける際には、その生活状況を聞きながら分納などをお願いしているとの答弁でした。

また、未納の方への対応はどのようにしているのかとの質問には、1年以上未納の方には資格証を出しているとの答弁があり、未納の方が病院へ行きたい場合は役所の窓口で保険証をもらえるのかとの質問には、納税相談を行い、短期保険者証を出しているとの答弁がありました。

また、その短期被保険者証は何通あるのかの問いには、平成23年11月末現在で98通ですとの答弁でした。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定することとしました。

議案第55号平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、決算事業報告書に沿い、詳細に説明を受けました。

運営主体は県の広域連合であり、市では、保険料収納事務、被保険者証の交付、各種申請・届け出であるとのことでした。

報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で認定することとしました。

議案第61号平成24年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算にそれぞれ2億7,037万4,000円を追加するものであり、補正予算書に沿い、詳細に

説明を受けました。

内容は、保険税率の改定により保険税額が減少したが、保険給付及び高額療養費は４％ほど伸びており、その増額補正、また後期高齢者支援金、介護納付金の負担額決定に係る増額補正であり、前年度繰越金などで賄うとのことでした。

報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第62号平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）については、歳入歳出予算をそれぞれ1,057万8,000円減額補正するものであり、これは保険料決定に係る減額であるとの補足説明を受け、報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

以上で、厚生委員会の委員長報告を終わります。平成24年９月26日、厚生委員会委員長 棚橋敏明。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第45号瑞穂市収入印紙等購買基金条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第49号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 失礼します。2番、改革のくまがいさちこです。

私は、議案第49号について反対討論をさせていただきます。

反対理由を述べます。

まず、いろいろ私も福祉生活課とやりとりしたり、けさも話をお伺いしたりして、この議案の内容について私がわかりたいと思う範囲、内容を理解しようと努めてまいりましたが、よくわからない部分、それから不安な部分がございますので、そういう議案には反対をしないと、そういうのがまず第1の理由です。

内容を言いますと、議案の名前ですね、瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてと、これから生活保護相談員のことであるというのがわからないのは仕方がないと思うんですが、次に提案理由として、平成25年度より福祉事務所における生活保護相談員を新たに非常勤の特別職職員として設置するため、市条例の改正を行うものと、これを示されましても、なおこの提案理由から警察官OBを採用するということが全く見えません。

さらに御説明をお聞きしますと、そういうことであるということですが、ここまでお聞きしますと、さらにわからない点、不安が私の中に起きます。それを今から述べます。

まず、生活保護の申請相談に見える方は、基本的に弱者です。弱者の第1は、生活費にも困っていると、これは健常者でもあっても今はこういうことが多いわけですね。第1は生活弱者。

第2に、やっぱり生活弱者なんですけど、この前の総括質疑で申し上げましたように、家もない、お金もない、頼るべき身内、その他もない人の半数は、知的・精神・発達障害者である可能性が多いということが出て、今、データをとっている段階です。こういう方たちが相談に見えたとき、御自分だけで見えるのも大変で、付き添いが本当は必要なんですけれど、付き添いの方がいなければ1人で来ると思うんですね。そうすると、こういう方は、まずやりとりが正常にはできない人が多い。いきなりパニックになったり、または威圧的、高圧的に言われれば言い返せない、説明がそれ以上できないで黙ってしまうと、こういう弱者が多いんです。

この2つを水際で警察官OBに言われたときに、それ以上自分がどうしても必要であるという状況を説明しにくいと思うんです。

もう1つは、それでは不正受給者と高圧・威圧的なまれな人に対応するためだと言われますが、これは全体の何%なんだろうかと申し上げたい、と同時に、そういう人だけに対応する

ものではないということです。仕事になれてくると、先ほど私が申し上げましたように、ハンディを背負った人にも対応するわけですから、そしてそういう方たちは自分がハンディを背負っているということすら気づかない人が大勢いらっしゃると思います。それを説明できないわけですから、こういう非常に議案内容について私は不安がございますので、これがまず反対の1つでございます。

2つ目に人事でございますが、この生活保護相談員も新たにするわけですが、今までは職員、ケースワーカーがやっていたわけですが、これは調べてみますと、役所の中で一番不人気な、また危険でもある持ち場であると。職員にとっては非常に大変な持ち場であると。それぞれ大変だと思うんです、どこの持ち場も、でも、余計に大変負担な持ち場であるということがわかってきました。こういう場合に人事の問題が上がってくると思うんですね。やりとりした結果、30代前後の方がやっているらしいと、20代末から40代ぐらいの方が。やっぱりある程度人生経験も職員経験もたくさん経験した方がなさったほうが、大変失礼ですが、公務員という年金も含めてほとんど生涯生活費が確保できる立場の方からは、世の中で本当に困っている人の、断るにしてもですよ、認めないということになったとしても、そういう話に、相談に乗りやすいんじゃないかと、そういう人事の問題があるのではないかと。

それから、その方だけではなく、市役所全体としても大変な立場に立った職員の方を連携して支えていくと、そういう人事の問題も、これはまだ余地があるのではないかと、ぜひそういうふうにしてほしいと思いますので、これが2点目です。

3点目に、調べてみますと、生活保護扶助費は、確かに5年間で2倍になっております。保護率、世帯数、人数、総額、確かにどれをとっても2倍です。これだけとって水際作戦として相談の時点で却下すると。そういう今度の相談員、警察OBというのは国の意向があると、そういうことが言われておりますが、総合的に社会状況がここ5年、10年の間にどうなってきたかといいますと、私が調べた限りですが、まず少子化がございます。支えている子供が少なくなった。高齢化がございます。健康でいられる、健康な年寄り、それから亡くなるまでのその間、この年数が非常に延びていると。そうすると、生活に非常に困る年数がふえているという状況がございます、これが高齢化です。さらに3番目として、雇用情勢の悪化がございます。失業率が増加し、非正規雇用が増大しております。これは、即貧困につながります。また、4つ目としては障害者も増加しております。鬱病や躁鬱病、発達障害者、この方たちもここ10年で2.4倍になっていると、これは厚労省の患者調査によるそうですが、こういう総合的な社会状況、情勢が悪化すれば、憲法25条で健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を国に自治体に行政に頼む人の割合も、自然におのずと玉突き状態でふえると。こういう状況がある中での生活保護受給者の増加であることは明白なわけですから、そういうことを何とかし、それからふえることは当然だという前提でやらないと、その一番末端の生活保護率を抑制するというこ

とだけやれば、自殺者がふえていくのは当然だと私は思います。

最後になりますが、やはり公務員としてのお立場はいろいろな仕事をなさいますが、360度のお仕事で御苦労さまでございますが、やはり今は生存権ですね。もう日々の食費、生活、この生存権を支えると、非常に目立たない仕事です。見えない世界ですが、これを行政や、それから議会もそうですが、やっぱり権力を持っているわけです、私たちは。決めようと思ったら決められる力を持っております。この力を、できるだけブレーキをかけながらやっていきたいと思っています。

地域の支え合いを促進しなければならないと、助け合いをしなければならないと。ちょっとでもおかずを近所からもらったら、その日は食べていけるといいう人が幾らもいるわけです。そういう地域の社会を自分自身もつくろうと願いつつ、迷いながらですが、この議案に反対させていただきます。失礼します。

○議長（藤橋礼治君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○8番（堀 武君） 議席番号8番 堀武です。

僕も厚生委員会におりまして、この警察官のOBを入れる件に関しては肅々と討論させていただきました。

その中で、警察官のOBで人格が福祉に合った方を入れると同時に、1年間雇用に関して評価もするというような答弁をいただいております。

その中で、今、くまがい議員が言われた障害者に対することというのは福祉の中でやるべきことであって、生活保護云々で論議する問題とは全然違いますね。障害者の雇用、その他に関しては、常に私は言ってまいりました。ほかの一般質問の中でも、軽度の精神障害者に対する企業の雇用に関しても何とかしてくれというように言ってまいっております。特にそれとは別に生活保護における受給者に関していえば、健全に受けたい、本当に受けたいという人がほとんどだと思っております、それもそのとおりだと。ただし、今、くまがい議員が言うように、行政の中でも一番行きたくない場所だと。そういうようなことが起き、市長の答弁の中でも、鬱になられた方もおるといような現状を勘案していけば、やはりそれに関して、国の方針が今言うように生活保護を受ける方を減らすという中でなくして、やはり温かい心でその見分け方をしなければならないと思っております。

特に今3階の向こうでやられていて、机をひっくり返したというような話も聞いております。というのは、それは常に圧力をかけて、そしてすれすれのことをし、そしてその方たちは、要するに一種のおどし、そういうような状況の中で職員が対処できるというのは、マニュアルどおり警察を呼べばいいとか云々言うけれども、対処がなかなかできない。そんなことは私自身

も、そういう形ではないけれども、少し話がずれますけれども、建設土建関係のところにおりました。事務所に来ます、タクシーで乗りつけて、そしてそういう威圧的行為をします。状況は違うかもわかりません。そういうようなことを私自身も経験を、直接ではないけれども、そばにおいて見聞きしてきました。

だから、言うように、職員の方が幾ら云々言われても、正当な生活保護費の支給をして公平さを保つためにはそのようなことで、一番警察官のOB云々と言われるかも知れませんが、やはり人間的にも温かい心を持った駐在所のお巡りさんでも、新聞紙上にあるように、全員が威圧的な態度で出るとは限りません。だから、その人選に関しては、よく行政のほうで面接し、そしてやっていただけたら、そのようなことは私も委員会のときをお願いをして、その答弁もいただいております。

生活保護費がふえるから抑制するというのではなくして、この辺は名古屋市ですか、不正受給の件で3億の金が出たような話も出てきましたですね、というように公平さを保つことに関して、そして職員も、今、討論で言われたんですけれども、威圧的態度によって鬱になられる、そっちの障害になられるということも、これも事実だと思います。朝起きれば、登庁したくない、自分が気がついたときにはどこかの堤防の上で休んでいたと、そのようなことになりかねんような状況が起きる可能性もあるわけなんです。現にそういう職場にてそういうことがあった方の話も聞いております。

ですから、やはりそれに関しては公平な受給者を、減らすという意味じゃなくして、その受ける人のためにも、市民の方から生活保護がおかしいじゃないかと、不正受給をしているんじゃないかと。アパートに2部屋あって、1部屋は御両親、1部屋は子供、同じじゃないかなと、そのようなことがないよういろいろなことで調査もしなきゃならん。そういうことを考えたときに、適材適所じゃないですけれども、やはりその必要性があるならば、当然それに関して雇用していただいて、そして公平性を保つ、そのことをしてくれると信じて私は賛成させていただく、以上です。

○議長（藤橋礼治君） 次に、反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

くまがいさちこ議員と重複をなるべくしないように討論を行いたいと思います。

私は、警察官一般を否定しておるわけでは、もちろんございません。この30年来、捜査当局には大変お世話になってきた私でありますから、警察に対して全く否定的な感情は持っておりません。

問題は生活保護の窓口には警察官のOBを配置することをどう考えたらいいか、そのことであ

ります。具体的な内容については、くまがい議員が述べましたので結論的なことを申し上げますが、要するに警察官というのは犯罪を取り締まる、治安対策を行う、そういう側面の専門家であります。そういう人が社会福祉主事の資格もないまま窓口に来て面接相談を行う。要綱を見てみますと、相談員の職務として4つ上げられています。1つは生活保護の面接相談に関すること、2つ目は生活保護に関する制度の説明に関すること、3つは生活保護の申請手続に係る事務処理に関すること、そして4つ目は、前各号に掲げるもののほか、生活保護に関し福祉事務所長が必要と認める事項、こうありますね。4点目は裁量でその中身を、極端なことをいえば、どうでも入れられるということでもあります。そこで問題になるのは、やはり社会福祉法第15条第1項の第2号ですね。現業の所員との兼ね合いの問題、限りなくそちらの方向に近づいていくわけであります。ですから、これも総括質疑のときに申し上げたと思いますけれども、生活保護問題対策全国会議、こういう団体から厚生労働大臣の小宮山洋子さん宛てに、警察官OBの福祉事務所配置指示の撤回を求める要望書というものが出されておりました、その中で明確にこういうふうに書かれております。

警察官OBを福祉事務所に配置することの違法性、それをちょっと読みますけれども、社会福祉行政と警察行政とはもともとその目的、性格を全く異にしており、これを単純に一体化しては社会福祉の目的を達することができない。市民と直接やりとりする現業に元警察官が社会福祉主事の資格もなく従事すると、警察目的が福祉目的に先行し、結果的に市民の生存権行使を阻害する事態をもたらす危険性、保護受給者、あるいは保護を受給しようとする者を犯罪者視し、その人格権、生存権を侵害する危険性がある。したがって、社会福祉主事の資格を有しない元警察官職員を生活保護の現業業務に従事させることは、生活保護法第21条、社会福祉法第15条に違反し、違法であることは明らかであるという立場を明確にいたしております。

で、具体的にそのほか全国のその他の市民団体とか労働組合等においても反対をする声が強まっております。

例えば横浜でありますけれども、ことしの2月に横浜市全18区中4区に生活保護課の窓口には警察官のOBを導入配置する、こういう案を労働組合に提案をしてきたということでもあります。それで、結果的には現業の職員も組織されている労働組合でもって団体交渉を行って、それを阻止した。どういう具体的な要求を言ったかといいますと、警察OBではなく、ケースワーカーの導入こそ必要とされておるんじゃないのか。それを現業でやっているケースワーカーの人たちもそれを掲げて闘ったんですね。

ですから、この委員長報告にもございましたけれども、国の方針で動いているわけではない。現実にはこのことで職員も病気になり、休職している者もいるというようなことが現実であろうかとは思われます。けれども、問題は、一部の相談者からの異常なる威圧的、高圧的態度というものと職員の病気休暇との間に相当因果関係があると思料するのであるならば、まさに威力

業務妨害罪のみならず、傷害罪であります。それで告発をすればいいんです。毅然としてそういう暴力的対応をする人たちに対しては、まさに警察権力を導入してでも刑事事案として摘発する。実際に緊急通報を行い、警察にお願いして来ていただいたが、警察の行動にも限度があり、これ以上できないと言われる、このことが問題でしょう、警察が。警察がみずからの職務を放棄している、職務怠慢であるということです。だとすれば、逆に県警の該当の課に対して、その警察署並びに警察官の職務怠慢について厳しく指摘をして監査をしてもらえるんです、こうやって上げていかないといけないですね。

ですから、そういう制度があるわけですから、そういう制度を活用する。そして現場にはケースワーカー、本当に相談できる人たちを一人でも多く専門職をふやしていく、そのことに全力を挙げていっていただかなければならんのではないかというふうに私は思っております。

ですから、法的な違法性の問題と暴力的、威圧的対応に対する対処をどうするか。それは警察官のOBを配置しなくても、今申し上げたような毅然たる態度で対応をすることがまず先決であるというふうに私は思います。

ですから、先ほど申し上げた全国の市民団体、さらには労働組合がまさにケースワーカー、現業の職員を含めて闘って、具体的に配置を阻止しているというような例もございますことを報告しながら、採決に臨んでは、ひとつ御参考にしていただければというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○5番（庄田昭人君） 議席番号5番 庄田昭人です。

議案第49号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の討論をいたします。

リーマンショックから続く厳しい社会経済状況は、依然回復の兆しも見えておらず、生活弱者がふえ、瑞穂市においては生活保護への相談件数も年々増加し、10年足らずで2倍ほどに増加となっていると聞いています。その相談内容も年々単なる本人の問題だけでなく、そこまでに至った内容も根が深くなっていること。

一方では、全国的に生活保護の不正受給がふえてきているとテレビや新聞、週刊誌等でも報道であり、問題となっております。

このような現状の中で、2点から賛成の意見を述べさせていただきます。

まず1点目として、生活保護法にありますように、生活に困窮する全ての国民に対して困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障し、自立を促すことを目的とし、要件を満たす限り支援が必要な方に対して無差別平等を受けることができるように、適切に保護、実施しなければならないと思います。つまり、瑞穂市の福祉事務所においても法に基づいて、

市民から見ても平等な目線で必要な人にはしっかりと制度を受けていただき、不正受給のないように、そのためにも職員も日々勉強する必要があり、市民が安心・安全で暮らせるようにしていただくためにも、職員体制の構築をすることが私は必要であると考えます。

次に２点目として、福祉生活課は平成22年11月に行われた保育と学校教育の一元化により、従来の障害者福祉や生活保護等の業務に加え、児童福祉や高齢者福祉が加わり、一課として受け持つ範囲が広がったと聞いております。

このような仕事の中、一部の市民から威圧的な発言やトラブルもあり、善良な市民へのサービスの低下につながるため、市民安全対策監に対応していただいていると考えております。しかし、この市民安全対策監はトラブル対応の職務だけを行うのではなく、その他職務があり、福祉生活課においても常に常駐していることはできないとお聞きしております。

そのため、警察ＯＢの人が生活保護の相談として窓口業務に当たり、市民にとっても公平な相談をしていただくことは、市にとっても決して悪いことではないと考えます。この体制は、隣接の岐阜市、大垣市もっており、市民サービスの向上と円滑業務運営につながっていることと、また本年度に入り、市役所内に110番直結非常通報装置が設置されています。もちろん、福祉生活課にも、課内を初め、相談を受ける相談室の２カ所に設置されているそうです。既にボタンを押したことがあったこと、押してから警察が来るまでの時間、また市民安全対策監が来るまでの時間を考えますと、職員も不安であると考えております。

これらの点から考えても、相談員として人格があり、思慮深く、社会福祉に熱意のある警察ＯＢの方を採用され、先ほどの委員長報告の条件も踏まえ、市民サービスの窓口配置されることは何ら不自然であるとは、問題ないと考えます。

さらに、雇用されましたら、生活保護の制度を早く覚えていただき、職員と一体となり、最初に申し上げたとおり、支援が必要な方に対して適切に保護を受けていただける業務を執行していただければと考えております。必要によっては相談として必要な資格を取得していただき、勉強もしていただくことも考えてもらいたいと思います。

最後に、相談員を採用したからといって職員も相談業務を全て任せるのではなく、常に市民のために資質向上をしていただくことを望み、公務員として公平・平等の原則に基づき、市民の皆さんに対して同じ対応をすることを心がけていただくことをお願いし、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。起立多数でございます。したがって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第54号平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第54号は、委員長報告のとおり認定することに決定をしました。

これより議案第55号平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第55号は、委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

これより議案第61号平成24年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第62号平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第62号は、委員長の報告のとおり可決されました。

それでは、議事の都合によりまして、暫時休憩をとります。

午後は3時を予定しておりますので、そのように……。

〔発言する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） いいです。皆さんの質疑によって30分で私どもは終わりたいと思いますが、協力していただければ午前中で終わりたいと思いますが。

〔発言する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） それでは、5分間トイレ休憩にしまして、即時再開をしますので、そのようをお願いしまして、あとの協力をお願いいたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時13分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第21 議案第48号から日程第23 議案第60号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第21、議案第48号瑞穂市防災会議条例及び瑞穂市災害対策本部条例の一部を改正する条例についてから日程第23、議案第60号平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）までを一括議題といたします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 庄田昭人君。

○総務委員長（庄田昭人君） 議席番号5番 庄田昭人です。

議長のお許しをいただき、総務委員会委員長報告をさせていただきます。

ただいま一括議題となりました3議案につきまして、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務委員会は、9月14日の午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、会計管理者及び所管の部課長、また一般会計決算・補正予算のため、当委員会所管以外の教育長、各部長、教育次長、調整監に出席を求め、議案

ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に、要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第48号瑞穂市防災会議条例及び瑞穂市災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より、本案に対する補足説明を受けた後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第53号平成23年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

本案について各常任委員会で所管部分の協議をした結果、意見はありませんでした。

次に、執行部より決算事業報告書により本案に対する補足説明を受けた後、次のような質疑がありました。

初めに、エフエム放送のもくようみずほ事業について、FMわっちで毎週木曜日のお昼に放送されているが、このことをよく知らない市民からは、大変経費を使っているのではないかという声が聞こえてくる、市民に対して周知が必要ではないのか。

また、最近では、市民の方も災害時のために防災用ラジオを備えているようになってきた。このエフエム放送と防災とのかかわりはどうなのかとの質疑に対して、この放送エリアは岐阜地域のみであり、ラジオの周波数をエフエムの78.5メガヘルツにすれば聞くことができる。しかしながら、皆さんにこのエフエムラジオの78.5という放送局が認識されていない。番組構成を依頼している武山オフィスには、もくようみずほのコーナー「とれたてみずほ」の中で、いろいろな方に放送を知っていただくためには、まちの人たちをサポートとして取り入れ、活動してもらい、「FMわっち」「もくようみずほ78.5」をやっていますよと口伝えでしゃべりながら取材をしていただくようお願いし、サポーターによる広報活動をしながら盛り上げていただくようにしている。また、防災上としては、災害時にはいろいろな被災情報の伝達ツールを確保する必要がある、その1つとしてエフエム放送を維持することが大事であり、この状況が続きたい。そういったことから、委託金額を他市等の金額と比較しても、週1回の放送であるならば妥当な金額であるとの答弁がありました。

次に、財政力指数が下がっている主な要因はとの質疑に、平成19年をピークに少しずつ下がってきている。税収の増加が期待できない中、義務的経費がふえてきていることが考えられる。扶助費の子ども手当や福祉医療費の市単独事業分などが平成22年度より10%伸びていることなども考えられるとの答弁がありました。

次に、選挙の投票率が依然として低い、具体的に上げる方法を考えているのかとの質疑について、投票率を上げるために苦慮しているが、啓発物品の配布や、夏休みには子供たちに選挙の啓発ポスターを描いてもらうよう各学校にお願いしている。

また、昨年度、明るい選挙推進協議会を立ち上げた。各種団体の役員の方に委員をしていた

だいているので、その団体を通じてPRしていただくようお願いしている。事務局としても、市ホームページに選挙公報を掲載するなどして啓発の手段をふやしている。今後は、まち全体として各種事業に市民が積極的にかかわってもらえるような体制にするようムードを高めたい。そのために、まちづくり基本条例や議会基本条例にもあるように、執行部や議会の市民目線で情報を提供していく体制に少しずつでも変えていかないと投票率も上がらないと考えている、御協力をお願いしたいとの答弁がありました。

次に、職員給与のラスパイレス指数について質疑があり、今、お手元に資料がありませんが、記憶にあるところでは94.3であったと思う。ここ数年は国家公務員の基準に近くなった形で採用していきっているので、ラスパイレス指数は上昇傾向にある。ただし、ラスパイレス指数は、あくまでも国家公務員の給与、職員構成を基準に比較してある。年齢別に見ると、年齢の高い職員は低い傾向になっており、本来ならばその方たちの給与を上げないといけないが、昨今の経済状況から管理職の給与を抑えて、その財源を若い年齢層のところへ配分するという制度になっている。

数字だけ見ると全体がよくなっているように見えるが、管理職の給与が抑えられた状況であり、全年齢階層で平均的に上がっているわけではないとの答弁がありました。

次に、休職者24人とのことだが、病気休暇で休んでいる職員は何名いるのか、そういった方たちへのケアはどのようにしているのか、また人事異動は希望調査を行っているのかとの質疑に、24名のうち育児休業が大半で、現在、病気休暇は1名、病気休職者は2名であり、そのうち2名は心の病である。この方たちについては面接を行い、状態や様子を把握している。このほか、現在勤務している職員には、予防としてストレスに強くなるようメンタルヘルスの職員研修を行ったり、管理職員にはパワーハラスメント防止研修を受講させるようにしている。

また、人事異動の希望調査について、人事異動は職員の希望を聞いて行っていない。現在、目標管理制度を行っており、その制度がある程度確立してきた段階では、そういった希望も聞きながら取り入れることを検討する余地はあると考えているとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

最後に、議案第60号平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）を審査しました。

本案について、各常任委員会で所管の部分の協議をした結果、意見はありませんでした。

執行部より本案に対する補足説明を受けた後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。平成24年9月26日、総務委員会委員長 庄田昭人。

○議長（藤橋礼治君） それでは、議事の都合によりまして、暫時休憩をとります。

なお、午後3時を予定しておりますので、時間に間違いずに全員協議会室にお集まりをいた

だきます。以上でございます。

休憩 午前11時24分

再開 午後2時59分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

これより議案第48号瑞穂市防災会議条例及び瑞穂市災害対策本部条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第53号平成23年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第53号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより議案第60号平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。起立全員です。したがって、議案第60号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第24 発議第10号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第24、発議第10号議会活性化推進特別委員会設置決議についてを議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

14番 広瀬武雄君。

○14番（広瀬武雄君） 議席番号14番 広瀬武雄でございます。

ただいまは議長のお許しをいただきましたので、議会活性化推進特別委員会設置決議についてを提出させていただきます。

賛成者は、星川睦枝議員、広瀬時男議員、小川勝範議員、若園五朗議員、棚橋敏明議員、庄田昭人議員、若井千尋議員、以上7名の賛同者を得まして、瑞穂市議会会議規則第13条の規定

により提出するものでございます。

その詳細につきましては、お手元の資料のとおりでございますが、その1として、名称、議会活性化推進特別委員会。2として設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条。3として事件、議会運営を活性化させるため、議会基本条例に規定する事項の実施を含む議会改革などの推進に関する調査・研究。4として目的、議会改革などを積極的に推進し、また議会基本条例に規定する事項の実施を推進し、地方分権時代にふさわしい開かれた議会を目指し、住民自治のあり方、議会運営・制度等について調査・研究する。5. 委員の定数は、5人以上10人以下ということでございます。

以上の内容並びに目的によりまして、議会活性化推進特別委員会の設置を求める決議を提出するものでございます。

以上、御審議の上、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明は終わります。

お諮りをいたします。発議第10号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第10号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○8番（堀 武君） 議席番号8番 堀武。

委員長にお伺いします。私は、別にこの提出に関して異議を申し述べることはありませんけれども、全体で考えるべきことならば、もう少しこの中に他の会派の人も入れるぐらいの度量があつていいんじゃないか、そのぐらいのことで運営をすれば、もっと開かれた議会になるというつもりでおります。どのような見解なのか、委員長にお伺いします。以上です。

〔「委員長じゃない」の声あり〕

○8番（堀 武君） 提案者にお聞きします。

〔「提出者」の声あり〕

○8番（堀 武君） 提出者にお聞きします。

〔発言する者あり〕

○8番（堀 武君） 黙っとれや、文句垂れるな。早う言え、あるなら言え。

○議長（藤橋礼治君） 堀さん、言葉のほうをちょっと。

○8番（堀 武君） はい、わかりました。申しわけありません。

〔「提案者」の声あり〕

○8番（堀 武君） 提案者に質問いたします。訂正します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○14番（広瀬武雄君） ただいまの堀議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど来、御説明いたしましたのは賛同者のお名前でございまして、あくまでもこの決議に伴う入り口部分の賛同者の件でございまして、これがもし皆様方の御協力によりまして御賛同を得られれば、委員は、今堀議員がおっしゃるように、各会派からそれなりに選出して、バランスがいい委員会にさせていただきたいと、こういう考え方が水面下にございますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第10号を採決します。発議第10号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。起立全員です。したがって、発議第10号は、原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。発議第10号議会活性化推進特別委員会設置決議についてが可決されましたので、委員を選任する必要があります。そこで、議会活性化推進特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1とし、議題にしたいと思います。御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議会活性化推進特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定をしました。

追加日程第1 議会活性化推進特別委員会委員の選任について

○議長（藤橋礼治君） 追加日程第1、議会活性化推進特別委員会委員の選任についてを議題にします。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

休憩 午後3時11分

再開 午後3時38分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りをいたします。議会活性化推進特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、広瀬武雄君、広瀬時男君、くまがいさちこ君、古川貴敏君、広瀬捨男君、若井千尋君、河村孝弘君の7名に決定をいたします。

これによりまして何か御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議会活性化推進特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

これより議会活性化推進特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきますので、議会活性化推進特別委員会委員は、第2議員会議室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後3時40分

再開 午後3時41分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

議会活性化推進特別委員会の委員長には広瀬武雄君が、副委員長には広瀬捨男君が決定しましたので御報告をいたします。

ここで、委員長の広瀬武雄君より御挨拶をいただきます。

○議会活性化推進特別委員長（広瀬武雄君） 議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶申し上げます。

議席番号14番 広瀬武雄でございます。前後いたしまして申しわけございません。

ただいまは御案内のとおり、活性化委員会の委員の皆様方の互選によりまして委員長に選任いただきました。係る上は、この議会活性化推進特別委員会の目的どおり、議会改革などを積極的に推進いたしまして、しかも、4月から施行されております議会基本条例に規定されておる事項の実施の推進を重点的に行っていくことを目的として皆様方の御協力をいただきたいと、

かように思うところでございますので、今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

- 議長（藤橋礼治君） ただいま議会活性化推進特別委員会委員長から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りいたします。この件を日程に追加し、追加日程第2とし、議題にしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、この件を日程に追加し、追加日程第2とし、議題することに決定をいたしました。

追加日程第2 閉会中の継続調査申出書について

- 議長（藤橋礼治君） 追加日程第2、閉会中の継続調査申出書を議題にします。

お諮りをいたします。議会活性化推進特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第25 議員 くまがいさちこ君に対する懲罰の件（委員長報告・質疑・討論・採決）

- 議長（藤橋礼治君） 日程第25、議員 くまがいさちこ君に対する懲罰の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、くまがいさちこ君の退場を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） くまがい君。

- 2番（くまがいさちこ君） 失礼いたします。

〔2番 くまがいさちこ君 退場〕

- 議長（藤橋礼治君） 本件については懲罰特別委員会に審査を付託してありますので、委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員長 星川睦枝君。

- 懲罰特別委員長（星川睦枝君） 議席番号18番 星川睦枝です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、懲罰特別委員会の報告をします。

平成24年6月定例会の最終日、本会議場において発議第6号の賛成討論におけるくまがいさちこ議員の発言中に議会の品位と秩序を乱す言動があり、新生クラブに所属する議員を侮辱す

る発言があったとし、くまがいさちこ議員に対して懲罰動議が小川議員ほか9名の議員の連署で当日提出され、議決により本特別委員会が設置されました。

それでは、本特別委員会での審査の経過及び審査の結果について報告します。なお、協議会での審査の経過等も含めて報告します。

第1回目の委員会は、7月19日9時30分より議員会議室において委員全員の出席のもと開催しました。

懲罰について各委員の見識を統一し、慎重かつ公正に審査したいと考え、委員会を協議会に切りかえ実施しました。

協議会では、事務局より懲罰についての説明を受け、6月22日、当日の録音を聞き、くまがい議員の発言の確認を行いました。

当日は傍聴希望者がお見えになりましたが、委員に諮り、本特別委員会に付託されました懲罰の案件につきましては、議会の内部規律の自律権の発動という性質上、また委員からも慎重かつ公正で忌憚のない意見を発言したい旨の御意見がありましたので、本特別委員会では協議会への一般者の傍聴を許可しませんでした。

8月7日、第2回目の本特別委員会協議会を午後1時30分より議員会議室で開催し、委員全員が出席し、今後の委員会の運営方法などの協議を行う予定でした。

西岡議員から傍聴の申し出がありましたので委員外議員の入場を許可しましたが、委員に諮り、一般者の協議会への傍聴については、前回と同じ理由により許可しませんでした。しかし、傍聴を許可されない方々が委員会室の外で紛糾し、騒然となりましたので、委員から、この状況において慎重かつ公正な審査を行うことができないとの意見があり、直ちに協議会を閉会としました。

第3回目の協議会を8月27日午後2時30分より、議員会議室で委員全員出席のもと開催しました。西岡議員、広瀬捨男議員、堀議員より傍聴の申し出があり、傍聴を許可しました。しかし、今回も委員に諮り、協議会においては一般者の傍聴を許可しないこととし、その旨を傍聴希望者に伝えたところ、騒然となり、一時は委員会室に無理に入ろうとする状態までになったため、委員からは、この状況では協議会を続けられないという意見がありましたが、そのまま協議会を続けた次第です。

協議内容としては、懲罰についての委員の見識を再確認し、くまがいさちこ議員に弁明の機会を与えること、また委員会の開催日時を決め、閉会としました。

9月7日午後1時30分より議員会議室において、第2回目の本特別委員会を委員全員の出席のもと開催しました。

なお、本特別委員会への傍聴については、委員に諮り、委員外議員のみならず、一般者の傍聴についても許可しました。

委員会では、まず発議者の小川委員より、その動議の提出理由の説明を求め、また質疑も行いました。

小川委員からは、動議の発議までの経過及び趣旨を説明されました。

小川委員への質疑として、くまがい議員の発言自体、懲罰に値しない。お互いに選挙で選ばれた者であり、よほどのことでない限り懲罰はかけられな。弱い者いじめにほかならないとの意見があり、それに対して、くまがい議員の本会議場での弁明で謝罪があると思っていたところ、新生クラブ自体が叱咤され、侮辱を受けたため動議を出したとの答弁でありました。

また、公平な立場として考えると、くまがい議員の発言は、侮辱した発言であると思うという意見もありました。

次に、くまがい議員に弁明を求め、その発言に至った経緯及び懲罰委員会が設置された経緯、発言の本意、発言について意見の差異があった旨への反省、今後の姿勢などの弁明はあったものの、問題となった発言に対する謝罪はありませんでした。

その後、質疑に移り、発言に至った経緯についてへの意見があり、くまがい議員からも発言に至った経緯において、議会全体の問題として、とても情けない気持ちがあり、相手側の感受性に対する想像力が不足した発言をしたとの答弁でした。

その後、委員全員より懲罰への意見を聞き、今回のくまがい議員の発言は懲罰には当たらないとの意見もありましたが、くまがい議員の発言は、新生クラブに属する議員を叱咤し、侮辱するものであり、議会の品位と秩序を乱したため懲罰に当たるものであると、採決の結果、賛成多数により決定しました。

次に、その懲罰の種類について審査しました。

委員全員より意見を聞き、今回のくまがい議員の発言は懲罰に当たらないから懲罰処分はできないとの意見もありましたが、本会議場でくまがい議員の発言により多数の議員に侮辱を与えたものであるから本会議場で陳謝を求めるものであると、地方自治法第135条に規定する4種類の懲罰のうち、公開の議場における陳謝とする意見が多く出て、採決の結果、くまがい議員に対しての懲罰は、「公開の議場における陳謝」とすると、賛成多数により決定しました。

また、その陳謝文については本特別委員会で作成し、懲罰に当たらないから必要ないとの意見もありましたが、採決の結果、賛成多数で決定しました。

昨今、地方議会のあり方が問われており、市民に対して誤解を与えないように議員一人一人が発言についてはきちんと責任を持たなければなりません。今回の件を糧として、議員全員が議会秩序を守り、品位のある議会運営に心がけ、市民の負託に応える瑞穂市議会となるように努めていただくことを本特別委員会として確認したことを申し添え、委員長報告といたします。
平成24年9月26日、懲罰特別委員会委員長 星川睦枝。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） これより、議員 くまがいさちこ君に対する懲罰の件の委員長報告に対

する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○8番（堀 武君） 委員長にお聞きします。私は、くまがい議員のこの発言に関して決していいものだとは思っておりません、はっきり言いまして、場所によりますし、その与えた影響というのは非常に大だと思っております。しかし、私はこの委員長報告の中で、懲罰に各委員の見識を統一し、慎重かつ公平な審査を求め、また質疑を行いましたとうたわれています。その委員の方が中立・公平で、そして偏見もなしに、この委員会において発言され、そして懲罰動議を可決されたのかどうか、委員長にお聞きします。

引き続き、関連的には、また質問させていただきます。よろしくお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 星川睦枝君。

○懲罰特別委員長（星川睦枝君） 今の堀議員さんの御質問にお答えしたいと思いますが、委員は私が選んだ委員ではありませんので、やはり重大な問題に対して委員が選ばれて、その中で慎重に公正にという形の中で、私はその委員の委員長と選ばれた立場として進めさせていただいたと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○8番（堀 武君） 今、委員長が選んだわけではないとおっしゃいまして、この委員会の委員になられた方の見識を私は問いたいというのは、現実的に過去において広瀬時男議員がここに書かれているように、くそばばあと、嫌いだと、この会場に入るのに言われているのを私も聞いております。そのような偏見のもとに、この委員会において、ここに書いてあるような厳正、中立的なことができたのでしょうか。

また、小川委員においては全協の部屋で、くまがいさちこ議員がマスクをしておったときに、マスクを取れと、このようなマスクをしてはならないというようなことは会議規則で何もうたわれておりません。そのような、あのとき、くまがい議員は顔面神経痛で、ちらっとマスクを取りました。口がゆがんでいました。そのようなことに対する配慮のないような形で公平な判断が出せたのか、私は非常に疑問を持っております。それは委員長が答弁できないかもわからないですけど、また広瀬時男委員におきましては、私が委員会を傍聴したときも、正式に委員長に対して取り消しを求めていることがあります。

○議長（藤橋礼治君） 堀武君に申し上げますが、今はくまがい君の懲罰の件でございますので、ほかの方の名前のそういった例は、この場合は差し控えていただきたい。

○**8番（堀 武君）** わかりました。これ以上は言いません。ただ、公平な形がとれたかどうかということに関して少し疑問を呈しておきます。

以上です。よろしくお願いします。

○**議長（藤橋礼治君）** 今、ここで時間の延長をしますので、御了解をいただきます。

本日の議会は、議事の都合によりまして、あらかじめ延長いたします。以上です。

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○**議長（藤橋礼治君）** 西岡一成君。

○**3番（西岡一成君）** 改革の西岡一成でございます。

たくさんあるんですけれども、まず1点目であります。2ページ目ですね、これページ数が書いてありませんけど、2枚目、1枚めくってください。

7月19日の委員会ですね、これ協議会に切りかえ実施しましたということで、傍聴を許可しなかった理由が書かれております。それは「議会の内部規律の自律権の発動という性質上、また委員からも慎重かつ公正で忌憚のない意見を発言したい旨の御意見がありましたので、本特別委員会では協議会への一般者の傍聴を許可しませんでした」とありますよね。

それで、お聞きをいたしますけれども、議会の内部規律の自律権の発動という性質と傍聴の不許可ということはどういう関係があるんですか、それを具体的に明らかにしてください。

2つ目は、下のほうで「傍聴を許可されない方々が委員会室の外で紛糾し、騒然となりました」と書いていますけれども、私の実際の経験からすると、26年間の議会活動の中で、この日の傍聴者の態度が騒然なんてなものでは、私はとても思っておりません。騒然ではありません。多少の入れろ入れないということが仮にあったとしても、こういうわざと大げさに書くようなふうに私は感じるから、そこら辺の説明をお願いしたいと思います。

その後もそうですね。これ、8月27日も「騒然となり、一時は委員会室に無理に入ろうとする状態までにもなったため」云々で協議会にしたということですね。

で、そのこととの関連で3点目にお聞きしますけれども、「9月7日午後1時30分より議員会議室において、第2回目の本特別委員会を委員全員の出席のもと開催しました。なお、本特別委員会への傍聴については、委員に諮り、委員外議員のみならず、一般者の傍聴についても許可しました」、委員会については許可をした、協議会は許可をしなかった。その理由は何かというと、議会の内部規律の自律権の発動という性質があるから協議会での傍聴を認めないんだと、こう言っておるんですね。だったら、協議会が正式の委員会にかわったところで、この議会の内部規律の自律権の発動という性質はどこかへ逃げていくんですか。逃げていきません、同じ自律権の発動であります。とすると、協議会は傍聴を許可しないけれども、委員会は許可をするということの論理的な整合性というものがつかなくなる、そこをきちんと説明をしてい

ただきたい。

あと、具体的にくまがい議員の発言の中身についてですけれども、くまがい議員が発言した発言内容そのものは、一言も出てこないんですね、これはなぜですか。なぜこの言葉が出てこないんですか。

「小川委員からは、動議の発議までの経過及び趣旨を説明されました」、そういうことだけです。発言された具体的な中身については、全くこれは出ておりません。

それと、あと「くまがい議員の本会議場での弁明で」、これは9月7日のことですね、「謝罪があると思っていたところ、新生クラブ自体が叱咤され、侮辱を受けたため動議を出した」、こうやって小川委員が質疑の中で言っておるということを書いていますけれども、具体的にどんな発言が新生クラブ自体が叱咤され侮辱を受けたのか、だから動議を出したというのか、その点について明確にしていきたいと思います。

この委員長報告の中では、極めて抽象的で具体的じゃない。審査、懲罰をするということは、ある意味では刑事事件でいえば捜査をする、犯罪をつくることになるわけですね。だとすれば、その事実認定については、極めて詳細かつ具体的に一つ一つ積み上げていかなきゃいけない、それは当然のことなんです。そういう方法論をとらなきゃいけない、そうでないと冤罪が起こるから。

で、これを当てはめてみると、何かその結論のことばかり書いていたり、経過も抽象的であって、内容において具体性がないですね。だから、このくまがい議員の弁明についても、なぜくまがい議員がけつの穴が小さいという発言をするに至ったか、その背景を弁明しているはずです。しかし、そのことについてのくまがい発言は一言も書かれていません。問題はそこにあるんですよ。なぜくまがい議員に係る発言をするに至ったか、その背景を語る述べておるんです。それは消されておるんです。けれども、それは物すごく大事なことなんです。どういうことかというと、私が6月議会の冒頭に大飯原発の再稼働について全会一致でやることのほうが、住民の利益を政治的に影響ですね、政府に与える影響、そういう観点から考えていいんじゃないかと申し上げて、なおかつその上に、案文はお任せをしますということまで言ったんですね。岐阜県議会もそういうふうになったでしょう、岐阜市議会もそうなったでしょうということを申し上げ、そのときに小川議運委員長は、それは西岡君が出せばいい。要件を満たせば、粛々と質疑をし、討論し、採決をすればいい。手続はそうなんですけれども、いずれにしても、それはみんなで出そうということを否定する発言になるわけですね、結果的にはね。それでいてですよ、最終日に新生クラブから大飯原発の再稼働の慎重な要望を求める、それを出してきたんですね、それが事実経過なんです。だから、そういうことに対してその手法はいかがなものかという意味で先ほどの発言をしたと思うんですね。

だから、逆に、くまがい議員を攻めるばかりだけれども、自分たちがとった態度に対して

は反省する点は全くないのかどうか、そのことについてしっかり胸に手を当てていただきたい
と思います。というのは、その委員会の席で、私も傍聴しておったわけですが、広瀬時
男委員は、自分で言ったことはわかっていると、1つは〇〇〇〇発言、逆にそれをこんなとこ
ろで言えないですよ、逆に言うと。けつの穴が小さいというのは慣用句として大体使う。もっ
と言うと、尻拭いという言葉があるでしょう。尻拭いなんていう言葉は、ふだんみんな使って
いませんか。尻拭いは嫌だとか、もう尻拭いどうのこうの、尻を拭うということなんですよ。
そういうことは使っているじゃないですか、慣用句として、日常ふだんお互いに使っていませ
んか。日常語として我々の生活の中に定着をしているんじゃないですか。そういうこととくま
がい発言とをあわせて考えないかんし、そして広瀬発言とも考えなきゃいかん。

さらに、広瀬時男委員は委員会の中で、私の耳が悪いから聞き間違えていたら指摘をいただ
ければ訂正をしますけれども、自分たちが意見書を出したのは、それは我々が出した意見書と
いうものが原発を廃止するという意見書だったから、自分たちは慎重に稼働しようという意見
書を出したんだと、こういう発言をされた。傍聴者がそのときに来ておれば聞いているはず、
とするとですよ、それは事実かということですよ。くまがい発言については断固糾弾というこ
となんだけれども、自分の発言した内容についてはどうなんですかということなんですよ。や
はり公平にしなければいけない。一番後ろで、いろいろ品位がどうか、公平がどうか、中に
いろいろ書いているけれども、言葉じゃないんです。本当に自分たちが当てはめて物事を審査
するときに、その審査の内容が公平に実際行われているかどうか、そのことをしっかりと客観
的に見きわめなきゃいけないと思うんですね。

だから、そういう点からすると、広瀬時男委員の名前を出して申しわけないんだけど、
実際僕はそこにいて聞いているから言っているわけで、それは別の表現をすれば虚偽発言とい
うことになるんですよ、委員会で虚偽の事実をでっち上げて発言をした。

我々の意見書は、見てもらえば明らかなとおり、原発を廃棄しなさいという意見書じゃな
いんですよ。やっぱり再稼働するについて、防潮堤もつくらずに、免震棟もつくらずに、そんな状
況で安全も対策ができていないのに見切り発車するなんてとんでもないことでしょう、こうい
うふうに意見書は言っておるんです。うそだと思ったら、その中身を改めて見ていただければ
明らかなとおりだと思います。

とすると、我々がいろんなところで物を調べて警察にいろいろ告訴したり、告発をしたりす
るときに、それは虚偽の事実を捏造しという話になるんですよ。そのこと自体が物によっては
犯罪になったり、そういうことになる、時男議員とのそれは別としてですよ。一般的に我々が
調査をして、そういう事案に該当すれば、しかるべき措置をとるということなんですけど、こ
の議会での、委員会での発言というのは、やっぱり私は公平に考えて、委員長自身がその発言
にどういう措置をされましたか、そのことに対してどういう措置をされましたか。くまがい議

員の発言については厳しく糾弾をするんだけど、今の広瀬時男委員の発言に対しては、委員長、どういう対応をされるか、それを明らかにしていただきたいと思います。

答弁を受けて、また再質問をさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 星川睦枝君。

○懲罰特別委員長（星川睦枝君） 今、西岡議員さんのいろいろ御質問されました中で、私もこの懲罰特別委員会の委員長を受けた中で大変な問題等に、今までにない役を受けたわけですけども、やはりこうした問題が発生するということは、皆さんの受けとめ方、言った側といういろいろあるかと思います。そして、1つ2つ、今、西岡議員のほうから御質問がありましたが、私としまして、やはり特別委員会の委員長の中で皆さんの御意見を聞きながら、委員の皆さんの発言を尊重し、まとめてきたつもりでございますので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） まことに失礼ながら、今の星川委員長の発言は答弁じゃないですね。まことに申しわけないんですけど、ちょっときついことを言いますけれども、悪意も何もないですからね。本当に事実を事実としてきちんと積み上げていく、その作業を正確にやる、そのことが一番、人間は誤ることがあっても、誤りの幅が少ないですよ。そういうことで努力しないかんですよという私のふだんからの立場ですから、何も感情で言っていないから、そのところはあしからずお願いしたいんです。

答弁になっていないというのは、私がまず第1点で申し上げたのは、議会の内部規律の自律権の発動という性質だから協議会は傍聴を許可しなかったと、こう言われたんですね。だから、議会の内部規律の自律権の発動という性質と、だったら、なぜ協議会の傍聴は不許可になるのか。

そして続けていえば、なぜ委員会だったら内部規律の自律権の発動という性質は同じであるにもかかわらず傍聴が認められるのか、この食い違いを食い違いとして受けとめざるを得ないじゃないですか。だとすると、それはなぜですか。なぜですかという答えをもらわないと、話は前に進んでいかないんです。だから、答弁になっていないというの。皆さんから意見を聞いてまとめたというけれども、それは何の答えでもないんです。答弁できないようなまとめだったら、それは委員長としてですよ、きつい言葉で失礼ですけど、まとめる内容というものがどうであったのかということが問われることになるんですよ。これは誰が委員長であっても一緒でしょう、私であっても、星川委員長であっても、誰が言ってもそれは同じなんです、客観的な役割を果たさなきゃいけないわけですからね。そういう立場で質問をさせていただいた。だから、それを答えられなければ、結果的には、もう最初から答えがある、くまがいをとにかく

処分して、また何か言ったら、また処分してやれと。穴から出てくるところを待っておって、鉄砲で構えておけと、で、ポコポコポコポコ撃ってやれというような感情的な話に見えてくるの、こういうことになる、委員長が説明をできないような委員会だったらね。

もう一回、答弁をお願いします。

- 議長（藤橋礼治君） 西岡君に申し上げますが、今お聞き、お見えのとおり、委員長も大変同じような答弁で西岡君に対する答弁ではないと、こんなふうに言われた、私もそのようなふうに感じますので、もう一度星川委員長、西岡君に対する答弁を思い切りやっけていただいて、それが納得というかできなければ、私のほうでまた指示をします。答弁してください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 星川睦枝君。

- 懲罰特別委員長（星川睦枝君） 先ほど西岡議員の御質問は、やはり6月議会の原発から始まって、ずっと議会の中での流れも御存じのとおりでありますし、今の特別委員会が設置されてのいろいろと、第1回目は委員会をするにおいてはまだ委員たちも勉強不足であると、だから一度、6月22日のくまがい議員さんの言われたことも聞きながらという日程を決めておりましたけれども、やはりそういう流れの中で委員会から協議会に切りかえたと。そして協議会の中で、先ほどから言っていますように、委員長報告の中でも言っておりますように、傍聴にというお話でございましたが、先ほども言いましたように委員たちにお諮りをした中で、やはりそういったことの流れでやってまいりましたが、西岡議員さんも委員会については、先ほど委員長報告の中で言いましたように、傍聴にも入っていただいて委員の流れは御存じだと、把握されておられると思っております。

そういう中で皆さんの意見を聞きながら、この委員長報告のとおりにやってまいりましたので、よろしくお願いいたします。

委員長報告のとおりでございますから、よろしくお願いいたします。

- 議長（藤橋礼治君） 西岡議員に申し上げますが、もう一度質疑は受けませんが、星川睦枝委員長が今おっしゃったように、自分なりの配慮をした、そして委員会のことも申し上げましたが、これ以上私が判断しても意見が同じこととなると思いますので、西岡一成君の質疑としては、もう一度発言を許します。

〔挙手する者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

- 3番（西岡一成君） 議長、それは違うと思いますよ。私の質問していることについて委員長が的確に答えているかどうか、それを議長は判断をして私に発言しなきゃいけない。それは的確に判断を、まずしなきゃいけないです。それはどういう質問を私がしているかということなんです。何回もさっきから繰り返しております。星川委員長は報告のとおりと言いましたで

しょう。で、報告のとおりということは、「議会の内部規律の自律権の発動という性質上、協議会への一般者の傍聴を許可しませんでした」、私は委員長の報告のとおり読んでおるんですよ。で、後ろのほうは、9月7日は「本特別委員会への傍聴については、委員に諮り、委員外議員のみならず、一般者の傍聴についても許可しました」、委員長の報告のとおり読んで、協議会は不許可、委員会は許可、なぜですか。基準が何かあって、その基準を当てはめたら、こういう違う結論が出るんですか、どういうことですかとお聞きをした。

だったら、議長に申しわけないんですけどね、その質問に答えなさい、答えていないんですよ。委員長報告のとおりです。委員長報告のとおり、私は申し上げているんです。で、結論が違うから、その結論が何で違うんですかということを質問しているわけです。これは私の質問が何回繰り返しても同じだから、もういいかげんに質問するなというようなことで、果たして納得のできる問題なのかどうか。

そんな程度のことが失礼ながら答弁ができないような委員会審査というのは、逆に瑞穂市議会の権威にかかわる。先ほど申し上げた、広瀬時男議員の我々の意見書は原発廃棄であった、だから自分たちが見直しの慎重の意見書を出したんだという発言と、〇〇〇〇発言と、それに対しては委員長はどのような態度をとったのか、これも聞きましたね、僕は、答弁されましたか、星川委員長、していないですよ。

私は頭で勝手に考えたこと、そんなことは言わない。やっぱり長い間、議員もやっているし、いろんな事件についても携わってきた。だから、とにかく事実を積み上げる。人の感情じゃなくて事実を積み上げて見ていく。そうすると、これはつじつまが合わないんです。だから、それを答えてくださいと言っておる。

それも答えずに、そのまま、ただ数だけで、はい、異議なし、処分を決めましたというようなことでは、それはお話にならんということですよ、違いますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） それでは、星川睦枝委員長のほうから答弁させます。

○懲罰特別委員長（星川睦枝君） 私としましては、先ほども言いましたように、大事な問題がありますがゆえに、いろんなことをお話しするのもいいわけですがけれども、一つ一つのことに私がそれほど、認識不足もございます。

1点、西岡議員の傍聴をなぜ許可しなかったかという点につきましては、先ほどの報告の中にも示しましたが、やはり長時間において公平かつ慎重な協議を行う上で支障が生じるおそれがあるという判断もあり、瑞穂市委員会条例第19条により市民の傍聴を許可しなかったと、協議会においてはですね。そして議員に対しましては許可をすると、これも委員会でお諮りした上でのことでございます。

そして先ほど広瀬時男議員のお話が出ましたが、その件につきましては、その場で謝ってお

ります。ですので、その件については、私は別に問題はないと思っています。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 西岡議員。

○3番（西岡一成君） ちょっと新しい言葉で長時間において云々という話が出ましたけれどもそれを言っても基本的な整合性のない話はびくともしないんですよ。それを言ったところで、協議会で傍聴を認めないけれども、委員会では認める。委員会だって長時間やったら、そういうおそれがあるんじゃないですか、同じことじゃないですか。むしろ、委員会は法的根拠のある正式な機関になりますよね、だから余計におそれがあった。今、委員長の論理からすれば不許可にしなきゃいけないという話になる。

僕は、許可することはいいと思っているんですよ。ただ、それを説明するのに論理の整合性がないと、これは僕じゃなくて、ほかの第三者が聞いたときも納得ができないんです。誰かの立場に立って僕は言っておるんじゃないんですよ。本当に形式的な論理として、それではつじつまが合わないでしょうということです。

で、新たにちょっとつけ加えた長時間云々の話を言ってみたところで、今、僕が質問したことは動かない、それをびくともさせるものではないということなんです。

だから、そうすると、そういう委員長報告をして答弁ができないというような委員会は、逆につくるべきではないということなんです。委員長報告が説明できない、質問されて報告ができないような委員会は、つくる必要がなかったということなんです。そのことが今の委員長の答弁の中で明らかになったということなんです。根拠が弱いんですよ。

で、先ほど広瀬時男委員の発言についてはその場で謝ったと言いますけれども、問題はそのときに委員長がどういう対応をするかということでしょう。

ちょっと今のしまったとか、ちょっと取り消すよとかといったときに、委員長がその発言を受けて、今、広瀬時男委員からこういう発言があって、それに対してこういうさらに発言があったから、取り消し発言があったから、委員長としてはこうしますということできちっとテープに残し、かつそれを起こしたら議事録になるわけでしょう。そういう手続をきちんととらなきゃいけない。何にも言っていないですよ。僕はこれも、もし間違っておれば御指摘いただければ訂正いたしますけれども、僕の聞いた範囲の中では、委員長はそれに対して何らの対応もされなかったと。

そうすると、あちこちでほころびがいっぱい出てくるんですよ。要するに、一つ一つ整合性があって、具体的事実を積み上げてばっかけていくやつは、そう簡単に崩れないんです。ところが、最初から政治的意図を持ってやろうとしていることは、一個一個理路整然と事実を突き詰めていっちゃうと、もう途中で崩れちゃうんですよ。

昔もありましたよ、私も縦覧とか、それをどんどんやったら、目の前で立ち往生しちゃって

答弁ができなくなった、委員長が。それは仕方がない、そのことで我々は議会の運営というものを学んでいくわけですから。

議長、そういうことで、幾ら言っても私の質問に対して答弁が出てこない。だから、出てこないという、その事実をしっかりと私は確認をしておきたいと思います。

で、結論は、先ほど申し上げたように、かくなる委員会は、つくる根拠として薄弱であるということが明らかになったということなんです。そのことだけ申し上げておきます。時間を無駄にするといけませんので。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） では、今、松野藤四郎君のほうからも挙手が……。

〔発言する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） それでは、私がどう見てもこの判断をしますが、西岡議員の質疑に対して星川委員長も力いっぱい委員長としての報告はしておると、こんなふうに判断します。何回このお話を聞いてもこれ以上の答弁はできないと、こんなふうに判断しますので、この質疑はこれで打ち切りたいと、こんなふうにします。

それでは、ほかに質疑はなしと認めます。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

今、るる申し上げましたから、もう多くは語りません。

いずれにいたしましても、委員長報告をして、質問をされて、それも自分が報告をしたとおりのことを逆にそのまま投げ返されて、それについて整合性がある答弁ができない、こういうような委員会であってはなりません。誰であっても、どういう会派であっても、やはり公平に事実を事実として認め、事実でない思い込み、あるいは感情的な自分の思いというものちょっと置いておいて、それとは別に物事を調査していく、そういうことを我々はやっぱりやっていかなきゃいけないんじゃないですか、誰に対しても。我々、今、この議場に在るどの仲間に対しても同じ対応をしていかなきゃいけないと思うんです。本当に私は心からそう思います。

ですから、くまがい議員に対する懲罰そのものの自体がむしろ根拠薄弱であったという立場で、この委員長報告についても反対をしておきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

○7番（棚橋敏明君） 議席番号7番 棚橋敏明でございます。

今回の懲罰委員会の報告書で一番最後の公開の議場における陳謝とすることに賛成多数により決定しましたというところで、私はこれに賛成の意見を述べさせていただきます。

私、くまがいさんの御近所に住んでおりまして、決してくまがいさんが心の底から言った言葉ではなかったともともとと思っているわけなんです。一番最初の事の発端は、確かに大飯の原発の再稼働のところから来ました。そして、最初に西岡さんのほうから、大飯の原発についての再稼働の意見書が出ました。そしてその後、私たち自民党の新生クラブのほうから、また意見書が出ました。そしてくまがいさんは、そのときに私たちの新生クラブから出た意見書に対しても賛成意見の中で申し上げられました。決して卑下するものではなかったはずです。そして、なおかつそのときに西岡さんの意見書に対して応援をしてくれたという彼女の気持ちもあったから、我々、新生クラブの意見書に対して賛成もなさったと、つもりで御意見を出されたわけです。

ところが、言葉の選び方が、例えば大阪弁で通用する言葉が関東では通用しない。例えば、私たちのこの地域においても「たをわける」という言葉があります。それ、何とかものと言ってしまうんですが、例えばその言葉でも、聞く場所によったら、これは本当に侮辱した言葉になってしまうんです。ですから、そのときもくまがいさんも、あつというような感じが一部受けられました。そして、陳謝もなさろうと一部動かれたそうです。これは私は伝え聞いたことでございますので確実ではございませんが、ただ、そのときに周りの方々から謝るなよという声が上がって、どんどんどんどん感情的にここまで来てしまったわけです。どちらも自分たちの心の奥底の言葉を静めてしまい、自分たちの心まで失ってしまい、つつい感情的にどんどんどんどん来る。そして傍聴の皆様にも申しわけないんですが、その傍聴を求められたときには、お互いの感情の高ぶりがかなり極度なところまで来ていたと思うんです。

でも、ここでもう一度、皆様方、冷静になってみてください。例えば、大阪で何とかという言葉があります。これを言うと、また私、問題になってしまいますが、それが大阪人の間では当たり前の言葉なんですね。ところが、関東の人にとったら、とんでもない話になります。そんなことがいっぱいあります。言葉の選択の難しさと思います。

ですから、ここは一番最初にくまがいさんの心の奥底から、私、とり方を間違えられているみたいだから謝ってもいいよと、私が伝え聞いた、あのくまがいさんの本当の真実の行動、一番素に戻っていただいて、その行動を起こしていただければいいわけですから、そのことに沿って委員会も最後の締めところで公開の議場における陳謝とすると、賛成多数によって決定しましたと結んであります。

私は、ですからこの委員会の報告につきまして、そのことの中途のことは、まことに申しわけないですがちょっと飛ばさせていただいて、これはなぜかといったら感情的に余りにも進ん

でいるところもあるかもしれません。でも、最後の結びのところは皆さんの心と心で、それで本当に陳謝していただければ、こんなことはそれでいいんじゃないかなと私は思いますので、この委員長報告に対しましては賛成意見を述べさせていただきます。

どうか私の考え方にも御理解くださいませ、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○8番（堀 武君） 議席番号8番 堀武です。

委員会の結論は出ているんですけれども、そもそもくまがい議員の、さきに棚橋議員が言われたように、場所をわきまえん点は多分にあったと思うんです。それは私自身もあれを読んで、ただ、つじつまが合わない文章、はっきり言えばね。あの文章を読みますと、何を言っているか、何のためにこれがあったかよくわからない、その程度の僕は文章だと思っています。

だから、僕は最初、お怒りはもっともかも知れませんが、小川議員から、謝るんでなくして、その言葉に対して取り消しぐらいの形で言ってもらえればよかったなあと思うと同時に、委員会のほうも4段階に対していえば、議場戒告でもあるんだし、そしてもう少し大人になった考えを議員同士でやっていけば、ただし、言うように、くまがい議員に関していえば、余りにもわきの甘いことが多いのも事実です。それは私自身もそう思います。それがいいと言っているわけではないですよ、はっきり言って。だから、そのようなことを厳重に、くまがい議員もこれからの発言に関しては、慎重にまた慎重を重ねていく必要があると思います。そういう件に関していえば、もっと懐の深い形で、そしていかんことはいかん、そんなようなことで言ってもらえれば僕はいいという思いで、この懲罰委員会の結論に関しては、一応反対は、この結論ですよ。

ですから、今言うような形で、もう少し配慮して、議長の訓戒等々でおさめていただければよかったかなあという思いで反対の意見とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○6番（森 治久君） 議席番号6番 森治久でございます。

先ほどの棚橋議員と同じく公開の議場における陳謝ということで、この懲罰委員会の中でしっかりと審査をいただき、熊谷議員にはこの場で陳謝をしていただくということで決定をしていただいたことに対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、原点に戻りますと、先ほど西岡議員もおっしゃって見えたとおり、原発の再稼働に対する賛成、反対、そのようなことでの賛成意見、反対意見の中から出た言葉でございました。

しかし、よく考えていただきますと、西岡議員が提出された原発の再稼働は、大飯の原発の再稼働にも反対をするという内容での反対提案意見でございました。私ども新生クラブ初め、その提案に賛成しなかった私たちの信念、信条は、大飯の再稼働には、地元住民の賛成の中で、苦渋の決断で再稼働を容認された案件であったと考えるわけです。

そうであれば、私たち30キロ、40キロ離れる、この岐阜県であるやもしれませんが、地元でしっかりと議論をし、やむを得ず、いろんな雇用、経済の面、財政的な面で苦慮されて決断されたことを重んじ、尊重した中で、今後は安全・安心にしっかりと再稼働できることを願うのは、どの国民、市民も同じであろうと思います。

そんな中で今後の再稼働においては、安全・安心がしっかりと担保される中での再稼働、その1点の違いですね。現に大飯の再稼働は、地元で苦渋の判断の中で了解した案件であったということを尊重した中での、それ以降の原発についての大きな違いがあるということを御認識いただきたいと思います。それがくまがい議員が申された、私たちにとってはその地元の尊重が信念、信条で、私たちの中にある地元の意見を尊重するという信念、信条でございます。その1点に大きな違いがあったということであって、やみくもに、いたずらに西岡議員が提案された意見に反対したわけではございません。

ですから、くまがい議員が申された発言が私たちの信念、信条を侮辱する言葉と聞こえたわけでございます。その点をよく御理解をいただき、しっかりとくまがい議員にはその場での発言を陳謝していただくことが、私たち18名全員が市民の代表として、この瑞穂市をよりよいまち、他のまちに負けない、誇って愛してやまないまちになるような政治信念、信条を持つてのこの場での議論、また日ごろの政治活動であると思います。

よって、そのような考えの中で公開議場における陳謝をしていただくという懲罰委員会での決定は、私は賛成をさせていただき、くまがい議員には誠実な陳謝をいただけたら、私たちはそれ以上の思いもございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） それでは、次に、この原案に対して反対者の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） ないようでございますので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議員 くまがいさちこ君に対する懲罰の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、委員会起草による陳謝文により、くまがいさちこ君に陳謝の懲罰を科すことです。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席ください。起立多数でございます。したがって、くまがいさちこ君に陳謝の懲罰を科すことは可決をされました。

くまがいさちこ君の入場を求めます。

〔2番 くまがいさちこ君 入場・着席〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君に申し上げます。

くまがいさちこ君に陳謝の懲罰を科すことは可決されました。

ただいまの議決に基づいて、これからくまがいさちこ君に懲罰の宣告を行います。

くまがいさちこ君に陳謝の懲罰を科します。

これから、くまがいさちこ君に陳謝をさせます。

くまがいさちこ君、演台に登壇し、陳謝文の朗読を命じます。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

私は、事務局が用意し、委員会で決定した陳謝文の朗読はいたしません。

理由を2つ述べます。途中の経過は、今、議論で出尽くされましたので申し上げません。結論だけ述べます。

今回の私に対する懲罰は、私が議員になって8年間続いてきたいじめが外に出たものにすぎません。

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君に申し上げます。

今のそういった話は……。

〔「議長、休憩」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） ただいま動議が出ましたので、ここで暫時休憩します。

休憩 午後4時59分

再開 午後6時30分

○議長（藤橋礼治君） 大変長い間、休憩しまして申しわけないと、こんなふうに思っております。

それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

なお、堀市長が公務のため、この場に欠席しておりますことだけ報告をしておきます。

ただいま松野藤四郎君ほか11名から、地方自治法第135条第2項の規定によって、発議第11号議員 くまがいさちこ君に対する懲罰動議が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第3とし、議題とすることについて採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第3とし、議題とすることに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。起立多数で、したがって、この動議は日程に追加するこ

とに決定しました。

追加日程第3 発議第11号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 追加日程第3、発議第11号議員 くまがいさちこ君に対する懲罰動議を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、くまがいさちこ君の退場を求めます。

〔2番 くまがいさちこ君 退場〕

○議長（藤橋礼治君） それでは、提出者の説明を求めます。

10番 松野藤四郎君。

○10番（松野藤四郎君） 議席番号10番 松野でございます。

ただいま議長さんから発言の許可をいただきましたので、発言をさせていただきます。

発議第11号として、議員 くまがいさちこ君に対する懲罰動議の件でございます。

発議者は、私本人を含め、星川睦枝さん、小川勝範さん、広瀬時男さん、若園五朗さん、広瀬武雄さん、棚橋敏明さん、森治久さん、河村孝弘さん、清水治さん、庄田昭人さん、若井千尋さんの方々から発議者の代表ということで、この提案について説明をいたします。

次の理由により、議員 くまがいさちこ君に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及び瑞穂市議会会議規則第154条第1項の規定によって動議を提出いたします。

理由につきましては、9月26日の本会議において、議員 くまがいさちこ君に対して、公開の議場における陳謝の懲罰を科すことに決定したことに伴い、議長より、議場にて演台に登壇して陳謝文の朗読を命じたところ、朗読を拒否するとの申し出がありました。陳謝処分を受け陳謝文の朗読を命ぜられながら朗読をしなかったことは、地方自治法第129条における議場の秩序維持に違反する行為であり、また、会議規則第157条に規定の議会の決めた陳謝文を朗読しなかったことにも違反しており、懲罰の理由に該当するものである。また、このことは議会の品位を汚すとともに、議員の職分に鑑みまことに遺憾であるとの理由で提出をいたしますので、よろしく御審議を願います。

○議長（藤橋礼治君） これで提出者の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

くまがいさちこ君から、本件について一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

お諮りをいたします。これを許すことに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこから弁明をしたいとの申し出が……。

〔「議長、休憩」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） それでは、ちょっと休憩します。

休憩 午後6時38分

再開 午後6時41分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

くまがいさちこ君から、本件について一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

お諮りをいたします。これを許すことに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、くまがいさちこ君の一身上の弁明を許すことに決定しました。

くまがいさちこ君の入場を許します。

〔発言する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） それでは、議事の都合によりまして休憩しますが、この場で休憩します。

休憩 午後6時42分

再開 午後6時43分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

先ほどくまがいさちこ君の弁明があると私申し上げましたが、本人がしないということがわかりましたので、この件につきましては取り消します。

瑞穂市議会委員会条例第7条第1項に議員の懲罰の動議があったときは、懲罰特別委員会が設置されたものとするがあります。

また、同条例第2項には、懲罰特別委員の定数は5人とする規定されております。

さらに、瑞穂市議会会議規則第155条で懲罰動議の審査は、委員会への付託を省略して議決することはできないと規定されております。

そこで、お諮りをいたします。これらの規定によって5人の委員で構成する懲罰特別委員会が設置されましたので、本件はこれに付託することにしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） それでは、異議がありますので、起立によって採決します。

懲罰特別委員会に付託することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席してください。起立多数でございます。したがって、5人の委員で構成する懲罰特別委員会に付託することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。懲罰特別委員会に付託することに決定しましたので、委員を選任する必要があります。そこで、懲罰特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第4とし、議題にしたいと思います。御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、懲罰特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第4とし、議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第4 懲罰特別委員会委員の選任について

○議長（藤橋礼治君） 追加日程第4、懲罰特別委員会委員の選任を議題にします。

議事の都合により、しばらく休憩をとります。

休憩 午後6時46分

再開 午後7時14分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りをいたします。懲罰特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、広瀬時男君、松野藤四郎君、若園五朗君、棚橋敏明君、古川貴敏君、以上の5名を指名いたします。

これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、懲罰特別委員会委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定をいたしました。

これより懲罰特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。委員の方は、正・副議長室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後7時15分

再開 午後7時16分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

懲罰特別委員会の委員長には若園五朗君が、副委員長には古川貴敏君が決定しましたので、御報告をいたします。

懲罰特別委員会委員長から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付しましたとお

り、閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りをいたします。この件を日程に追加し、追加日程第5として議題にしたいと思います。
御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、この件を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定をしました。

追加日程第5 閉会中の継続調査申出書について

○議長（藤橋礼治君） 追加日程第5、閉会中の継続調査申出書についてを議題にします。

お諮りをいたします。懲罰特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

それでは、くまがいさちこ君の入場を許可します。

〔2番 くまがいさちこ君 入場・着席〕

閉会の宣告

○議長（藤橋礼治君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成24年第3回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

閉会 午後7時19分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年9月26日

瑞穂市議会 議長 藤 橋 礼 治

議 員 9月24日死去により署名不能

議 員 松 野 藤四郎